

認定こども園の設備・運営基準の改正について

- 1 条例の名称 「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例」
- 2 公布日 平成26年10月21日
- 3 施行日 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日
※幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する改正規定のうち、人員配置基準については、5年間の経過措置あり
- 4 基準の改正の概要
別紙のとおり
- 5 パブリックコメントの結果
- (1) 募集期間 平成26年7月16日（水）～8月14日（木）
- (2) 意見提出者数 10名
- (3) 意見提出件数 11件
- | | | |
|---|-----------------|----|
| } | ・ 条例の規定内容に関する意見 | 4件 |
| | ・ 県の施策等に関する意見 | 7件 |

認定こども園法施行条例の一部改正に係る 認定こども園設備・運営基準の改正概要について

1 本県の独自基準

現行の条例で規定している認定こども園の設備・運営基準のうち、独自基準（現行の国の参酌基準と異なる内容の基準）は、次のとおり。これらの独自基準は、国の基準の改正後も、引き続き県の基準において規定することにより、認定こども園の現行水準の維持を図る。

	独自基準	国の基準
子育て支援事業 ※（参考） 参照	国の基準に加え、2以上の事業を、週3日以上実施すること。	地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
自己評価・ 外部評価	教育・保育及び子育て支援事業の状況等の運営状況について、自己評価及び外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図ること。	教育・保育及び子育て支援事業の状況等の運営状況について自己評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 保育所設備・運営基準のうち、認定こども園設備・運営基準に引き継ぐ基準

「児童福祉法」第45条第1項の規定及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」に基づき、「児童福祉法施行条例（平成12年徳島県条例第19号）」で定めている保育所の設備・運営基準のうち、認定こども園の設備・運営基準に引き継ぐことにより、幼保連携型認定こども園に適用させる主な基準は次のとおり。

区 分	基準の概要
非常災害	<ul style="list-style-type: none">・避難訓練及び消火訓練を月1回以上実施すること。・避難計画は施設の立地環境を考慮するとともに、定期的に関係者に周知するよう努めること。
食育の推進	<ul style="list-style-type: none">・食育に関する計画の立案及び指導・助言を担当する職員の配置に努めること。
健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none">・健康に関する情報の収集、整理及び活用を担当する職員の配置に努めること。
地域との交流	<ul style="list-style-type: none">・施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該施設の一部を使用することができる。
乳児室及びほふく室に関する基準	<ul style="list-style-type: none">・1つの部屋において乳児室及びほふく室の運営を行う場合には、これらを適切な方法で区画し、乳幼児の安全に配慮すること。
保育環境の向上	<ul style="list-style-type: none">・保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育時間の延長その他の適切な方法により保育環境の向上に努めること。
環境を大切に作る心の育成等	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児が自然と触れ合う機会を設けるとともに環境を大切に作る心の育成に努めること。
保護者への援助における個人情報保護への配慮	<ul style="list-style-type: none">・保護者に対して助言・援助等を行う場合には、個室等個人情報に配慮した適切な環境で行うよう努めること。
地域への子育て支援	<ul style="list-style-type: none">・地域住民に対し、教育・保育に関する情報を広く提供することにより、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすよう努めること。

3 幼保連携型認定こども園に関する国の設備・運営基準の概要

幼保連携型認定こども園に関する基準として国が制定した基準は次のとおり。県の基準は、1、2の基準を除き、これに従うものとする。

項目		新基準（国）	現行基準（国）
学級の編成に関する基準		（従うべき基準） ※現行どおり	（参酌基準） ・満3歳以上の園児について学級を編制 ・1学級の園児数は35人以下を原則、同年齢の園児による編制を原則
職員に関する基準	教育・保育従事者の配置数	（従うべき基準） ・各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を1人以上必置 ・教育・保育の直接従事職員の配置 0歳児 ※現行どおり 1・2歳児 ※現行どおり 3歳児 概ね20人につき1人 4歳以上児 概ね30人につき1人 ただし常時2人以上	（参酌基準） ・各学級ごとに担任する専任の職員を1人以上必置 ・教育・保育の直接従事職員の配置 0歳児 概ね3人につき 1人 1・2歳児 概ね 6人につき1人 3歳児（短時間利用児） 概ね35人につき1人 3歳児（長時間利用児） 概ね20人につき1人 4歳以上児（短時間利用児）概ね35人につき1人 4歳以上児（長時間利用児）概ね30人につき1人 ただし常時2人以上
	教育・保育従事者の資格	（法律規定事項） ・保育教諭（幼稚園教諭免許及び保育士資格を有する者） ※経過措置あり	（参酌基準） ・3歳未満児の保育従事者：保育士資格を有する者 ・3歳以上児の保育従事者：幼稚園教諭免許及び保育士資格の併有者が望ましいが、併有者をおけない場合はいずれか一方の取得者で可。 ただし、 ①学級担任：幼稚園免許取得者 ②長時間利用児の保育従事者：保育士資格取得者
	調理員	（従うべき基準） ・調理員を必置（調理業務の全部を委託する場合は不要）	（児童福祉施設最低基準規定事項） ・調理員を必置

項 目		新 基 準 (国)	現 行 基 準 (国)
職員に関する基準	園長の資格	(法施行規則規定事項) ・教諭免許及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業従事経験がある者 ・上記の者と同等の資質を有すると設置者が認める者	(参酌基準) ・教育、保育、子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有する者
設備に関する基準	園舎・園庭の設置	(従うべき基準) ※現行どおり	(幼稚園設置基準・児童福祉施設最低基準規定事項) ・園舎・園庭を必置 (幼稚園設置基準規定事項) ・園舎は2階建以下を原則 ・保育室等は1階に設置を原則
		(従うべき基準) ・園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地に設置を原則	(参酌基準) ・建物及び附属設備は、同一敷地内又は隣接地に設置することが望ましいが、設置できない場合は次の要件を満たせば可 ①教育・保育の適切な提供 ②移動時の安全確保
	園舎・園庭の面積	(従うべき基準) ※現行どおり	(参酌基準、幼稚園設置基準・児童福祉施設最低基準規定事項) ・園舎面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に係る部分に限る)を合算 ・園庭面積は、満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上、 ・各居室(乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室)の面積は、保育所基準による面積以上
	保育室等	(従うべき基準) ※現行どおり	(参酌基準、児童福祉施設最低基準規定事項) ・保育室、遊戯室を必置(2歳未満児を保育する場合は乳児室、ほふく室も必置) (参酌基準、幼稚園設置基準規定事項) ・職員室、保健室を必置

項 目		新 基 準 (国)	現 行 基 準 (国)
設備に関する基準	保育室等	(従うべき基準) ・自園調理の対象となる園児数が20人未満の場合は、調理室を備えなくても可。ただし、必要な調理設備を備えること。	(参酌基準、児童福祉施設最低基準規定事項) ・自園調理の対象となる園児がいる場合は、調理室必 置。
		(参酌基準) ※現行どおり	(幼稚園設置基準規定事項) ・放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設 備、図書室、会議室の設置を努力義務
	避難用 ・防火 用設備	(従うべき基準) ※現行どおり	(児童福祉施設最低基準規定事項) ・保育室を2階以上に設ける場合の避難用・防火設備(耐 火建築物、2以上の避難設備等)
	園具等	(参酌基準) ※現行どおり	(幼稚園設置基準規定事項) ・必要な種類及び数の園具・教具を備えること
運営に関する基準	教育時 間	(従うべき基準) ※現行どおり	(参酌基準、幼稚園教育要領規定事項) ・教育・保育の期間及び時間については、教育週数39週 以上 ・教育時間4時間
	保育時 間	(参酌基準) ※現行どおり	(児童福祉施設最低基準規定事項) ・保育時間(教育時間を含む)8時間
	食事	(従うべき基準) ※現行どおり	(参酌基準、児童福祉施設最低基準規定事項) ・保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供 を行う義務(3歳以上児について保育所基準による要 件を満たす場合は外部搬入も可)
	評価	(法・法施行規則規定事項) ・自己評価の実施・公表は必須 ・保護者等の関係者による評価の実施・公表を努力義 務として新たに規定	(参酌基準) ・自己評価の実施・公表は努力義務
	子育て 支援事 業	(参酌基準) ※現行どおり	(法規定事項、参酌基準) ・地域において必要とされるものを実施

項 目		新 基 準 (国)	現 行 基 準 (国)
運営に関する基準	その他	(従うべき基準) ※現行どおり	(児童福祉施設最低基準規定事項) ・差別的取扱いの禁止 ・虐待等の禁止 ・懲戒権限の濫用禁止 ・秘密保持の義務
		(参酌基準) ※現行どおり	(児童福祉施設最低基準規定事項) ・人格の尊重 ・職員の資質向上・研修機会の確保 ・苦情への対応 ・家庭との連絡・連携 等
その他の基準	既存施設からの移行特例	(従うべき基準) ・既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用(園庭設置)に関する特例 等	※現行基準には参酌基準として、移行特例の規定があるが、幼保連携型の場合は、幼稚園認可及び保育所認可を受けるにあたり幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことになるため、実質的に現行基準による移行特例の適用を受けることは生じない。
	経過措置	(従うべき基準) ・みなし認可幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から5年間、設備については当分の間、なお従前の例によることができること ・施行日から起算して5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りるとすること	

4 幼保連携型以外の認定こども園に関する国の設備・運営基準の改正概要

幼保連携型以外の認定こども園に関する国の基準について改正された内容は次のとおり。県の基準もこれに合わせた改正を行う。

新 基 準 (国)	新 基 準 (県)	現 行 基 準 (国)	現 行 基 準 (県)
○教育・保育従事者 ・ 3歳児 概ね20人につき1人 ・ 4歳以上児 概ね30人につき1人 ※既認定施設に対する経過措置あり	同左	○教育・保育従事者 ・ 3歳児（短時間利用児） 概ね35人につき1人 ・ 3歳児（長時間利用児） 概ね20人につき1人 ・ 4歳以上児（短時間利用児） 概ね35人につき1人 ・ 4歳以上児（長時間利用児） 概ね30人につき1人	同左
○調理室 自園調理の対象となる園児数が20人未満の場合は、調理室を備えなくても可。ただし、必要な調理設備を備えること。	同左	○調理室 自園調理の対象となる園児がいる場合は、調理室必置	同左

(参考) 子育て支援事業

子育て支援事業は、次のものをいう（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条）。

- ①地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ②地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ③保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- ④地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- ⑤地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業